

佐賀県再犯防止推進計画

平成 31 年 4 月 1 日

佐賀県

目 次

はじめに	1
I 再犯防止推進計画策定の目的	4
第1 佐賀県再犯防止推進計画の位置付け	
第2 基本理念と基本方針	
第3 計画期間	
II 再犯の防止等に関する施策の指標	6
第1 再犯防止等に関する施策の成果指標	
第2 再犯防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	
(1) 就労・住居の確保等	
(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	
(3) 学校等と連携した修学支援の実施	
(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等	
III 今後取り組んでいく施策	10
第1 国、市町及び民間団体との連携強化等のための取組	10
1. 国、市町及び民間団体との連携強化等	10
(1) 現状と課題	
(2) 具体的な施策	
第2 就労・住居の確保のための取組	14
1. 就労の確保	14
(1) 現状と課題	
(2) 具体的な施策	
2. 住居の確保	18
(1) 現状と課題	
(2) 具体的な施策	

第3	保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	23
1.	高齢者又は障害者等への支援	23
	(1) 現状と課題	
	(2) 具体的な施策	
2.	薬物依存症者への支援	27
	(1) 現状と課題	
	(2) 具体的な施策	
第4	学校等と連携した修学支援の実施のための取組	31
1.	学校等と連携した修学支援の実施のための取組	31
	(1) 現状と課題	
	(2) 具体的な施策	
第5	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	36
1.	特性に応じた効果的な指導の実施等	36
	(1) 現状と課題	
	(2) 具体的な施策	
第6	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組	39
1.	民間協力者の活動の促進	39
	(1) 現状と課題	
	(2) 具体的な施策	
2.	広報・啓発活動の推進	42
	(1) 現状と課題	
	(2) 具体的な施策	
【参考】	佐賀県の再犯防止の流れ	13
【参考】	佐賀県の基礎データ	44
【参考】	佐賀県再犯防止推進計画の骨子	巻末

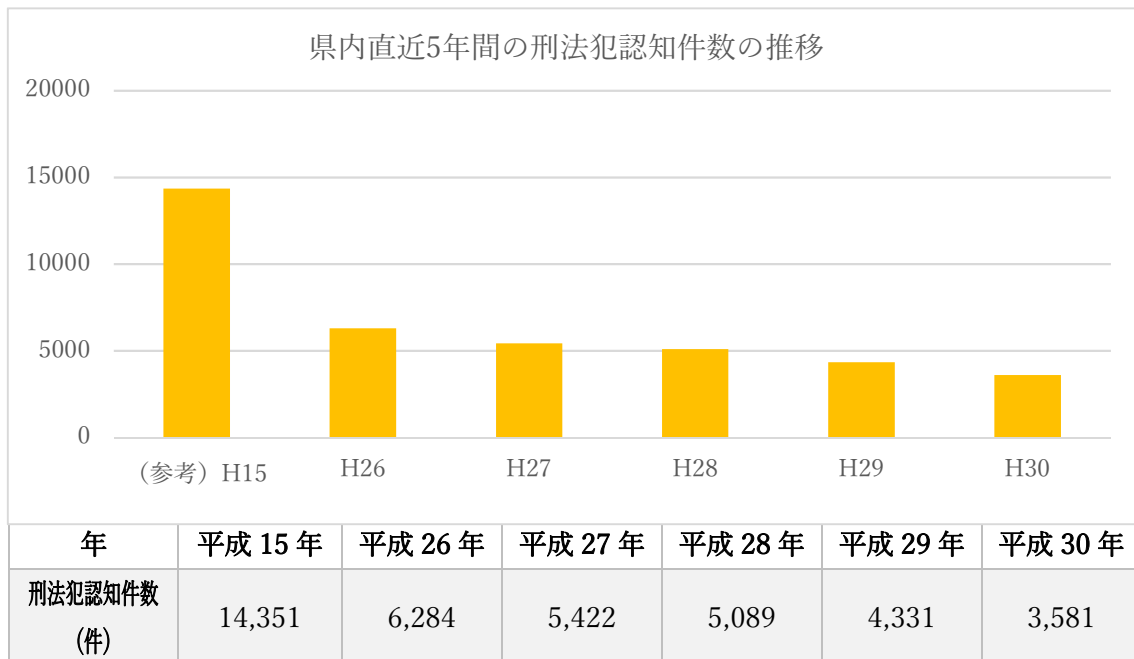
はじめに

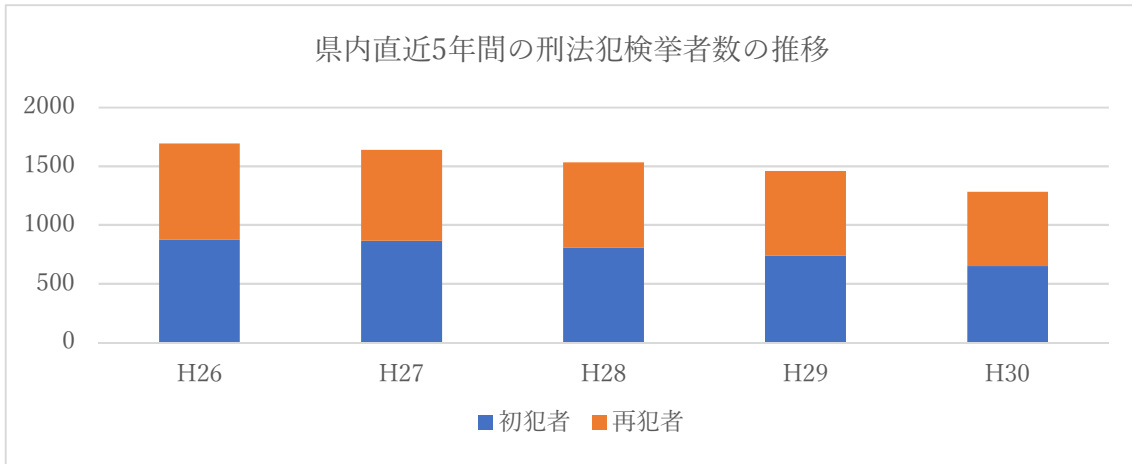
佐賀県における刑法犯認知件数は、平成 15 年の 14,351 件をピークに年々減少傾向にあり、平成 30 年は 3,581 件と、ピーク時の約 4 分の 1 を記録しました。

一方で、佐賀県内における刑法犯及び特別法犯検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）が 50% 付近を推移し、「再犯の防止」は佐賀県における地域の安全にとっても重要な課題となっています。

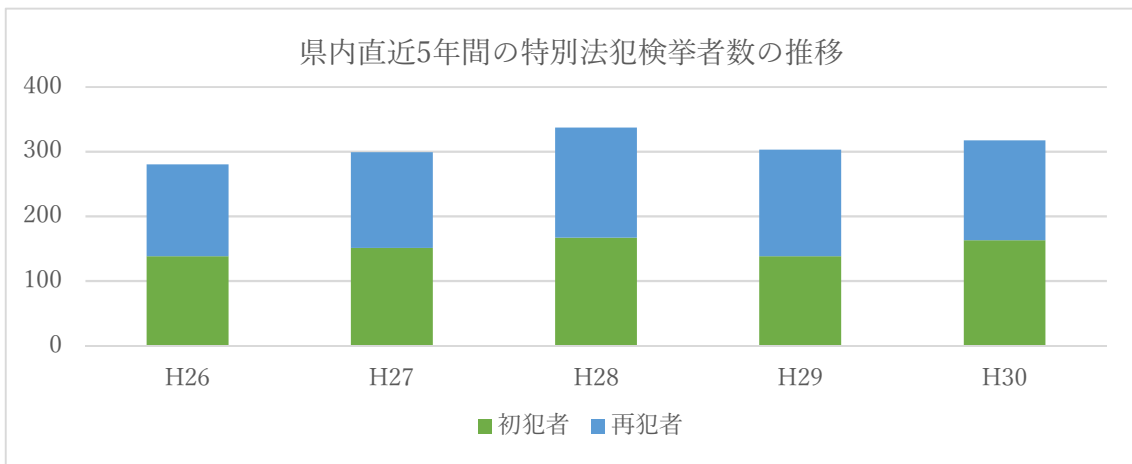
こうした中、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、「国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める」ことが明記されました。

これを受けて、今後、佐賀県では、県民の理解と協力を得つつ、地方行政に課せられた役割を踏まえて、犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう支援し、県民が誰一人として孤立することのない安全・安心な県づくりを行っていきます。



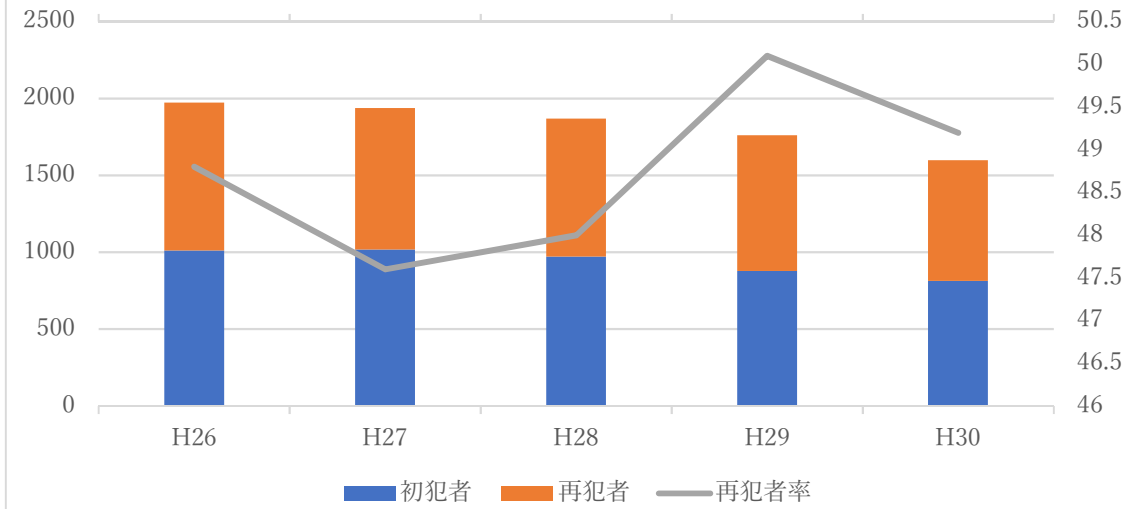


年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
刑法犯検挙者数 (名)	1,693	1,639	1,531	1,458	1,281
うち再犯者数 (名)	820	774	726	718	632
再犯者率	48.4%	47.2%	47.4%	49.2%	49.3%



年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
特別法犯検挙者数 (名)	280	299	337	303	317
うち再犯者数 (名)	142	148	170	165	154
再犯者率	50.7%	49.5%	50.4%	54.5%	48.6%

県内刑法犯・特別法犯検挙者及び再犯者数の推移



年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
検挙者数 (名)	1,973	1,938	1,868	1,761	1,598
うち再犯者数 (名)	962	922	896	883	786
再犯者率	48.8%	47.6%	48.0%	50.1%	49.2%

I 再犯防止推進計画策定の目的

第1 佐賀県再犯防止推進計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定します。

計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）のうち、支援が必要な者とします。

第2 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

一人ひとりに寄り添い、支え合い、分かり合う共生のまち“さが”の実現
～ 誰一人孤立することのない円滑な社会参加を目指して ～

(2) 基本方針

本計画においては、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）に記載されている5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、県民の犯罪被害の防止に努めつつ、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、県民の理解と協力を得て再び地域社会を構成する一員となるよう、次の重点課題に取り組めます。

- 1 国、市町及び民間団体との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 4 学校等と連携した修学支援の実施
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

第3 計画期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

【参考】国の再犯防止推進計画に記載されている5つの基本方針と7つの重点課題

(5つの基本方針)

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

(7つの重点課題)

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

II 再犯の防止等に関する施策の指標

第1 再犯防止等に関する施策の成果指標

再犯防止推進施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

刑法犯及び特別法犯検挙者数中の再犯者数を、2023年度末までに628名以下（基準値の20%減）にする。

基準値：刑法犯及び特別法犯検挙者数中の再犯者数（786名）

【出典：平成30年 佐賀県警察本部 犯罪統計】

第2 再犯防止に関する施策の動向を把握するための参考指標（佐賀県の現状（データ））

県内の再犯防止施策の動向を把握するために、次の数値を参考指標とします。

（1）就労・住居の確保等関係

① 協力雇用主の状況

- ・ 協力雇用主数^{（注1）} 160社
- ・ 実際に雇用している協力雇用主数 3社（全体の1.9%）
- ・ 協力雇用主に雇用されている出所者等数 6名

【出典：佐賀保護観察所^{（注2）}調査 平成30年7月31日時点】

② 県内所在刑務所における満期出所者（80名）のうち、帰住先がない者の数

- ・ 13名（全体の16.2%）（佐賀少年刑務所30名中6名、麓刑務所50名中7名）

【出典：佐賀少年刑務所調査及び麓刑務所調査（平成29年）】

③ 更生保護施設^{（注3）}及び自立準備ホーム^{（注4）}において一時的に居場所を確保した者の数

- ・ 45名（更生保護施設22名、自立準備ホーム23名）

【出典：佐賀保護観察所調査（平成29年）】

（2）保健医療・福祉サービス利用の促進関係

① 特別調整^{（注5）}により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った件数

- ・ 74件 【出典：佐賀県地域生活定着支援センター^{（注6）}調査（平成29年中）】

② 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合

- ・ 6名・11.5%

【出典：佐賀保護観察所調査（平成29年）】

（3）学校等と連携した修学支援の実施等関係

① 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、

出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率

- ・ 1名・50.0% 【出典：佐賀保護観察所調査（平成29年）】

② 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合

- ・ 1名・100.0%（在学中） 【出典：佐賀保護観察所調査（平成29年）】

③ 矯正施設^(注7)における高等学校卒業程度認定試験の受験状況

- ・ 受験者数 16名（佐賀少年刑務所12名、麓刑務所4名）
- ・ 合格者数 7名（佐賀少年刑務所6名、麓刑務所1名）
- ・ 合格率 43.8%（佐賀少年刑務所50%、麓刑務所25%）

【出典：佐賀少年刑務所調査及び麓刑務所調査（平成29年）】

(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進関係

① 保護司^(注8)の状況

- ・ 定数 550名
- ・ 現員数 528名
- ・ 充足率 96.0% 【出典：佐賀保護観察所（平成30年10月末現在）】

② “社会を明るくする運動”^(注9)行事参加者数

- ・ 9,335名 【出典：佐賀保護観察所調査（平成29年度）】

■用語の説明■

(注1) 協力雇用主

犯罪をした者等の自立や社会復帰に協力することを目的として、その事情を理解した上で犯罪をした者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

(注2) 保護観察所

法務省の地方支分部局として、各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれた更生保護の第一線の実施機関。保護観察所には国家公務員である保護観察官が配置され、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動などの事務を行っている。

保護観察所の主な業務である保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の世界生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施している。

(注3) 更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者又は刑務所からの満期釈放者等を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行う施設。全国に103の施設がある。県内には佐賀県恒産会の1施設があるのみである。

■用語の説明■

(注4) 自立準備ホーム

刑務所や少年院などを出所（出院）した後、帰る家のない人が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設。NPO 法人や社会福祉法人などが管理する施設の空きベッド等を活用する。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者に、保護観察所が、宿泊場所の提供と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する。

(注5) 特別調整

矯正施設に収容されている、①おおむね 65 歳以上の高齢者、身体障害者、知的障害者及び精神障害者のうち、②釈放後の住居がなく、③釈放後に福祉サービス等が必要であり、④本人が希望し個人情報提供に同意している者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組である。地域生活定着支援センターと矯正施設、保護観察所等が連携して実施している。「出口支援」とも言われる。

なお、保護観察所は、適当な釈放後の住居があるものの、高齢又は障害により、釈放後に当該住居に居住しながら福祉サービス等を受けることが必要であると認めるときは、地域生活定着支援センターの長に対して協力を求めて、釈放後に福祉サービス等を受けられるように調整しており、これを一般調整という。

(注6) 地域生活定着支援センター

厚生労働省の地域生活定着促進事業により、各都道府県に設置され（佐賀県では、平成 21 年に設置）、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的知識を持つ職員が配置されている。地域生活定着支援センターは、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等に対し、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設の被収容者について、受入先となる社会福祉施設等のあっせんや福祉サービスの申請支援を行うほか、矯正施設からの出所者を受け入れた社会福祉施設等に対する助言等を行うなど、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施している。

(注7) 矯正施設

犯罪や非行のある者を収容し、改善更生のための処遇を行う施設のこと。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院がある。県内には、佐賀少年刑務所、麓刑務所、佐賀少年鑑別所が設置されている。

(注8) 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、その身分は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員である。保護司は全国を 886 の区域に分けて定められた保護区に配置され、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。佐賀県では、県内 8 つの保護区がある。

■用語の説明■

(注9) “社会を明るくする運動”

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動で、法務省が主唱している。

Ⅲ 今後取り組んでいく施策

第1 国、市町及び民間団体との連携強化のための取組

1 国、市町及び民間団体との連携強化等

犯罪をした者等は、警察、検察、裁判所、矯正施設、更生保護といった刑事司法手続の中で措置されます。しかし、起訴猶予者や刑の執行猶予者、刑務所からの満期釈放者、刑の執行終了者などのように、刑事司法手続から離れた者に対する支援は、県民・市民の1人として、地方公共団体が提供する各種行政サービスによって行われます。そこで、国、地方公共団体、民間が連携して再犯防止に取り組む体制の構築が重要となります。

(1) 現状と課題

犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、障害、アルコールや薬物への依存等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている人が多く存在し、中には複数の負因を抱えている人もいます。これらの人の社会復帰や地域への定着を支援するためには、1つの機関や団体に対応するだけでは不十分であり、専門知識や経験を有する機関や団体と連携することが有効です。

国においては、関係機関と連携した就労支援や住居の確保、福祉サービスへのつなぎ等といった様々な取組が行われています。就労支援においては、全国の矯正施設、保護観察所及びハローワーク^(注10)が連携して、矯正施設入所者や保護観察対象者等に対して、職業相談や職業紹介等を実施し、民間の協力雇用主のもとでの就労に努めてきました。また、住居確保においては、佐賀保護観察所が佐賀県恒産会^(注11)や自立準備ホームと連携して、保護観察対象者等の住居の確保に取り組んできましたし、高齢者や障害のある人に対しては、佐賀県地域生活定着支援センターと連携して、福祉施設等への入所の取り組みを行ってきました。さらに、近年では、平成29年度に佐賀地方検察庁内の社会復帰支援担当が、起訴猶予者や執行猶予者等で福祉サービスが必要な人に対して、佐賀県地域生活定着支援センターと連携して、市町による保健医療・福祉サービスにつなぐ取組を行っています。さらに県内では、地域と矯正施設との共生を目指し、鳥栖市と麓刑務所が連携し、伝統工芸を取り入れた佐賀錦のネクタイピンや久留米餅のテーブルセンターなどの刑務作業製品をふるさと納税の返礼品に活用しています。

県においては、各民間団体と連携してアディクション（依存症）フォーラムを開催したり、佐賀ダルク^(注12)への財政的援助を行うなどして、関係機関・団体との連携に努めています。また、佐賀県地域生活定着支援センターを平成21年に開設し、福祉的な支援等が必要な矯正施設出所者等に対し、入所中からの要介護認定や障害者手帳の取得、生活保護の事前相談等、対象者に対する社会復帰の支援を行っている

ころです。

しかしながら、これまでそれぞれの関係機関が行っている支援について情報共有する場がほとんどなく、相互の連携が薄いという実情がありました。そのため、佐賀県においては、国の関係機関や県、市町、民間団体等がより関係を深め、犯罪をした者等が誰一人孤立することなく、円滑な社会復帰を実現できるよう連携した支援を行っていくことが重要だと考えています。

(2) 具体的な施策

国の再犯防止推進計画においては、「地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援」、「地方再犯防止推進計画の策定の促進」、「地方公共団体との連携強化」等の施策について、実施することとされています。

県では今後、以下のような施策について実施及び検討を行います。

県の取組	具体的な施策	関係課
・再犯防止に関する関係機関との連携及び情報の共有	・国の関係機関及び市町、民間協力者等との連携強化を図り、それぞれの機関において対象者を各施策の窓口につなぐための普及・啓発を行っていきます。	・福祉課 ・関係機関
	・「再犯防止推進協議会」を設置し、施策の検証及び情報の共有を行います。	・福祉課 ・関係機関
・犯罪や非行をした人を必要な支援機関等につなぐコーディネートの実施	・今後も、地域生活定着支援センターによるコーディネート及びフォローアップ業務を行っていきます。	・障害福祉課 (保護観察所との連携)
・刑事司法手続が終了した者に対する継続的な支援の実施	・佐賀保護観察所において出所者等に関するケア会議が開かれています。対象者に依存症などのケースがある場合、制度を所管する部署が会議に参加することを検討していきます。	・関係各課

■用語の説明■

(注 10) ハローワーク（公共職業安定所）

事業主からの求人を、求職登録している求職者に提供し、職業相談・職業紹介を行っているほか、雇用保険、各種助成金なども取り扱っている。

また、犯罪をした者等を雇用しようとする事業主に受刑者等専用求人の申し込みを受け付けたり、矯正施設や保護観察所と連携してマッチング等を行うなどの取組も行っている。

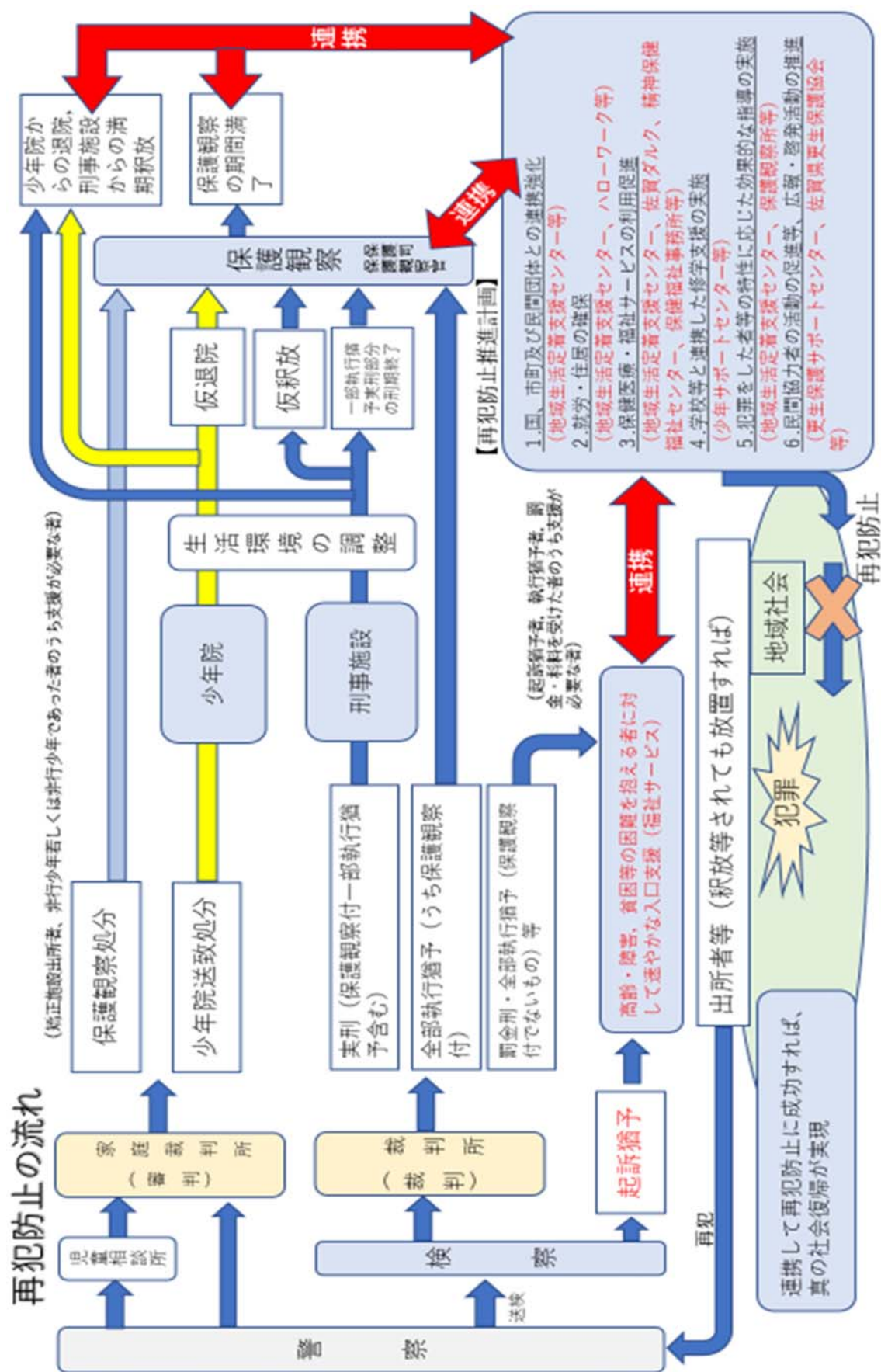
■用語の説明■

(注 11) 佐賀県恒産会

P7 (注 3) 参照。佐賀県恒産会は、全国に 103 ある更生保護施設のうち、佐賀県唯一の更生保護施設。犯罪をした人や非行のある少年のうち、適当な住居がないなどの理由で直ちに自立することが困難な人を宿泊させ、食事を提供するほか、仕事や生活面について必要なアドバイスをを行い、社会復帰の手助けをしている。

(注 12) 佐賀ダルク

ダルク (DARC) とは、Drug (ドラッグ)、Addiction (依存症、行動嗜癖)、Rehabilitation (リハビリ)、Center (施設) の文字の頭文字をとった造語。当事者が当事者を支援する方法により薬物依存症からの回復を支援する民間のリハビリ施設である。佐賀ダルクは平成 21 年佐賀市に設立され、薬物依存症から解放されたい仲間同士によるグループセラピーとしての「ミーティング」を中心に回復の手助けをしている。



第2 就労・住居確保のための取組

1 就労の確保

刑務所に再び入所した者のうち再犯時に無職であった者が約7割であることや、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人の再犯率の約3倍であることなどから、犯罪をした者等の円滑な社会復帰のためには、就労の確保が重要です。

(1) 現状と課題

佐賀県内において、平成29年の刑法犯検挙者1,458名のうち半数以上の772名が検挙時に無職でした(図1)。また、平成29年中に保護観察を終了した者116名のうち40名が無職でした(図2)。

一方、県内の協力雇用主は、平成30年7月末時点で160社ですが、刑務所出所者等を実際に雇用している協力雇用主は3社、実際に雇用されている出所者等の数は6名で、刑務所出所者等の雇用に結びつきにくい実態があります。

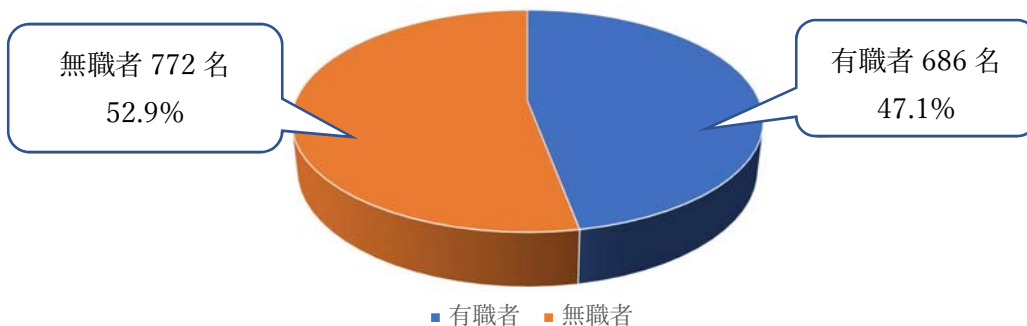
就労の確保について、国においては、矯正施設で刑務作業の一環として職業訓練が実施されているほか、ハローワークの職員が矯正施設に出向いて職業講話や求職活動ガイドブックの配布、職業相談・職業紹介等を行っており、刑務所入所中の採用内定を目指した取組も行われるようになってきました。また、保護観察所では、特定非営利活動法人「佐賀県就労支援事業者機構^(注13)」(以下「佐賀県機構」という。)と連携して協力雇用主の確保・支援に取り組んでいるほか、ハローワークの専門の担当者による保護観察対象者等への職業相談や就労に向けた支援に参画しています。また佐賀県少年鑑別所(さが法務少年支援センター)^(注14)において、「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対策者及び雇用主等に対する心理的支援等を実施しています。

民間協力者の取組としては、佐賀県機構が協力雇用主の開拓、保護観察対象者等を雇用した事業主に対する助成事業等の支援に取り組んでいます。

県においては、「レッツチャレンジ雇用事業^(注15)」や生活困窮者自立支援制度^(注16)のうち「就労準備支援事業」を活用して、一般就労が困難な人に対する就労支援に取り組んでいます。

しかしながら、対象者の事情等でハローワークになかなか来所しないという実情や、就労できても定着しない等の課題が挙げられます。また、協力雇用主の業種を広げたり、実雇用につながった協力雇用主への優遇制度の実施等、犯罪をした者等が雇用される機会を拡充していく取組も必要です。

図1：平成29年中の刑法犯検挙者数中の有職者・無職者の割合



【出典：佐賀県警調査】

図2：平成29年中に保護観察を終了した者のうち、有職者と無職者の割合



【出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室】

(2) 具体的な施策

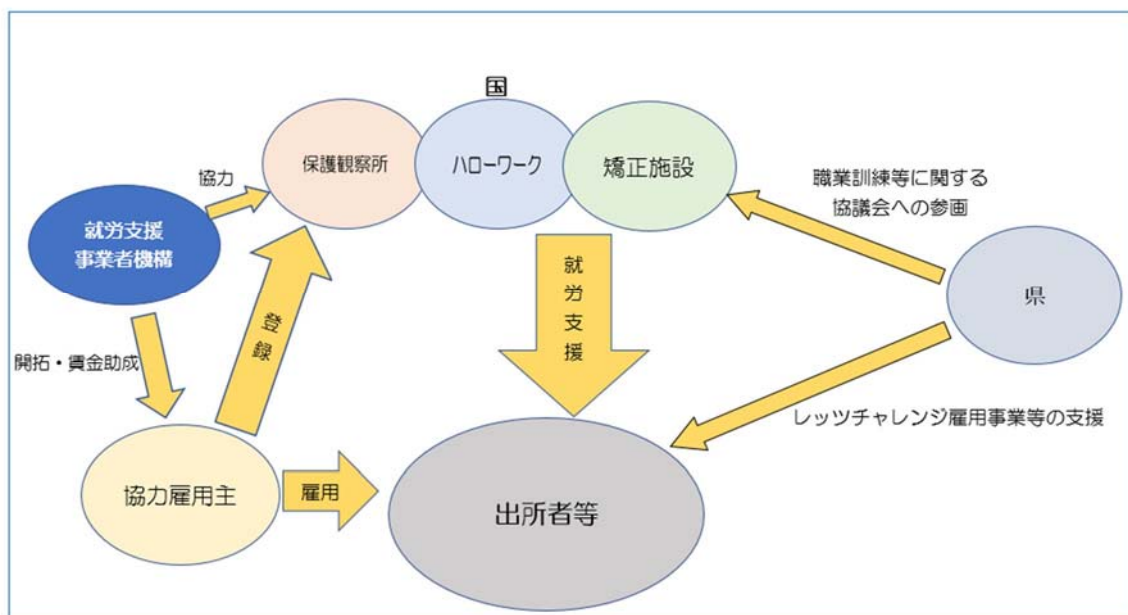
国の再犯防止推進計画においては、「職業適性等の把握と就労につながる知識技術等の習得」、「就職に向けた相談・支援等の充実」、「新たな協力雇用主の開拓・確保」、「協力雇用主の活動に対する支援の充実」、「犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等」、「就職後の職業安定に向けたフォローアップの充実」、「一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保」の施策について実施・検討することとされています。

県では、国等の取組を踏まえ、以下のような施策を実施していきます。

県の取組	具体的施策	関係課
・ 矯正施設における職業訓練等に関する協議会への参画	・ 県内の矯正施設が行う職業訓練等に関する協議会に参画していきます。	・ 産業人材課
・ 障害者等向けの就労支援事業の取組	・ 障害者や難病患者、DV被害者のほか、刑務所出所者等が対象となる「レッツチャレンジ雇用事業」に今後も継続して取り	・ 就労支援室

	組みます。	
・生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の実施	・犯罪をした者等の就労支援として、今後も継続して就労準備支援事業に取り組みます。	・福祉課
・生活困窮者自立支援制度の周知	・犯罪をした者等へ生活自立支援センター (注17) 相談窓口の周知を行います。	・福祉課

就労の確保（イメージ図）



■用語の説明■

(注 13) 佐賀県就労支援事業者支援機構

昭和 54 年に結成された佐賀県更生保護職業補導協会を前身とし、協力雇用主の拡大と雇用主相互の連絡調整を行う組織。平成 21 年から NPO 法人として活動している。

(注 14) さが法務少年支援センター

少年鑑別所法に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいる。主な支援として、①能力・性格の調査、②問題行動の分析や指導方法の提案、③子どもや保護者に対する心理相談、④事例検討会等への参加、⑤研修・講演、⑥法教育授業等、⑦地域の関係機関等が主催する協議会への参画、⑧成人に対する心理相談、問題行動の分析、などの支援を心理学等の専門家がやっている。

(注 15) レッツチャレンジ雇用事業

障害者や難病患者、DVの被害者のほか刑務所出所者等の社会的弱者の就労の促進を図る県独自の雇用事業。支援対象者の給与等だけでなく、職場での実習経費や職場外研修経費を事業主に対して委託料として支払う取組。契約期間は3ヶ月。

(注 16) 生活困窮者自立支援制度

平成 27 年 4 月に開始された、様々な理由により生活に困っている方が、地域の中で安心して自立した生活ができるよう、主に人的支援を行うことにより自立の促進を図る制度。

(注 17) 生活自立支援センター

生活困窮者自立支援法で福祉事務所設置自治体に設置が義務付けされている、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行う自立相談支援機関の通称。

2 住居の確保

全国で刑務所を満期で出所した人のうち約5割が、適当な帰住先が確保されな
いまま刑務所を出所しています。また、これらの人は帰住先が確保された人と比
べて、再犯に至るまでの期間が短いのが実態です。犯罪をした者等の円滑な社会
復帰のためには、住居の確保が重要です。

(1) 現状と課題

平成29年中に佐賀少年刑務所を出所した150名のうち、帰住先がない者は6名・
4.0%で、同年中に麓刑務所を出所した193名のうち帰住先がない者は7名・3.6%で
した。また、雇用主のもとへ住込就労した者や社会福祉施設、更生保護施設等へ入所
した者等の数は下表、割合は図3のとおりで、平成29年に適当な帰住先につなが
った者は全体の約4分の1にとどまっています。

表：平成29年中に県内矯正施設を出所した者の帰住先

	佐賀少年刑務所		麓刑務所	
	満期釈放	仮釈放	満期釈放	仮釈放
雇用主のもとに住込就労した者	0名	2名	0名	0名
社会福祉施設に入所した者	6名	8名	3名	0名
更生保護施設に入所した者	0名	21名	5名	38名
帰住先がない者	6名	(※1)0名	7名	(※1)0名
「家族、知り合いのもとに帰住する」と 答え、帰住先がある者等	18名	89名	35名	105名
合 計	30名	120名	50名	143名

※1：「仮釈放」は保護観察がつくため、必ず身元引受人（帰住先）が存在する。

住居の確保等について、国では、佐賀保護観察所が刑務所や少年院に入所している
人のうち家族や親族等の適当な帰住先がない人について、更生保護施設佐賀県恒産
会（図4）や自立準備ホームに一時的に受け入れる取り組みを行っています。また、
高齢者や障害のある人のうち、円滑な社会復帰のために特別の配慮や保健医療・福祉
サービス等の支援が必要な人に対しては、県の地域生活定着支援センターに協力を
依頼し、福祉施設等への入所等の調整が行われています。

県においては、上記のように高齢者や障害のある人に対する特別調整（図5）の実
施において国に協力をしているほか、生活保護制度の活用、市町の生活保護や生活困
窮者自立支援制度を活用した支援に取り組んでいます。

しかし、犯罪をした者等が自ら住居を確保するには困難な場合が多く、これらの取
組において、入居の際の「保証人」や「初期費用」の確保、生活保護手続のサポート
などの課題に取り組んでいます。しかしながら、これらの取組は本人の希望も要件と

なるため、申し出がない場合や本人が拒否してしまうと支援を行うことができないという根本的な問題があります。

図3：平成29年中に県内矯正施設を出所した者の帰住先等

【出典：佐賀少年刑務所及び麓刑務所調査】

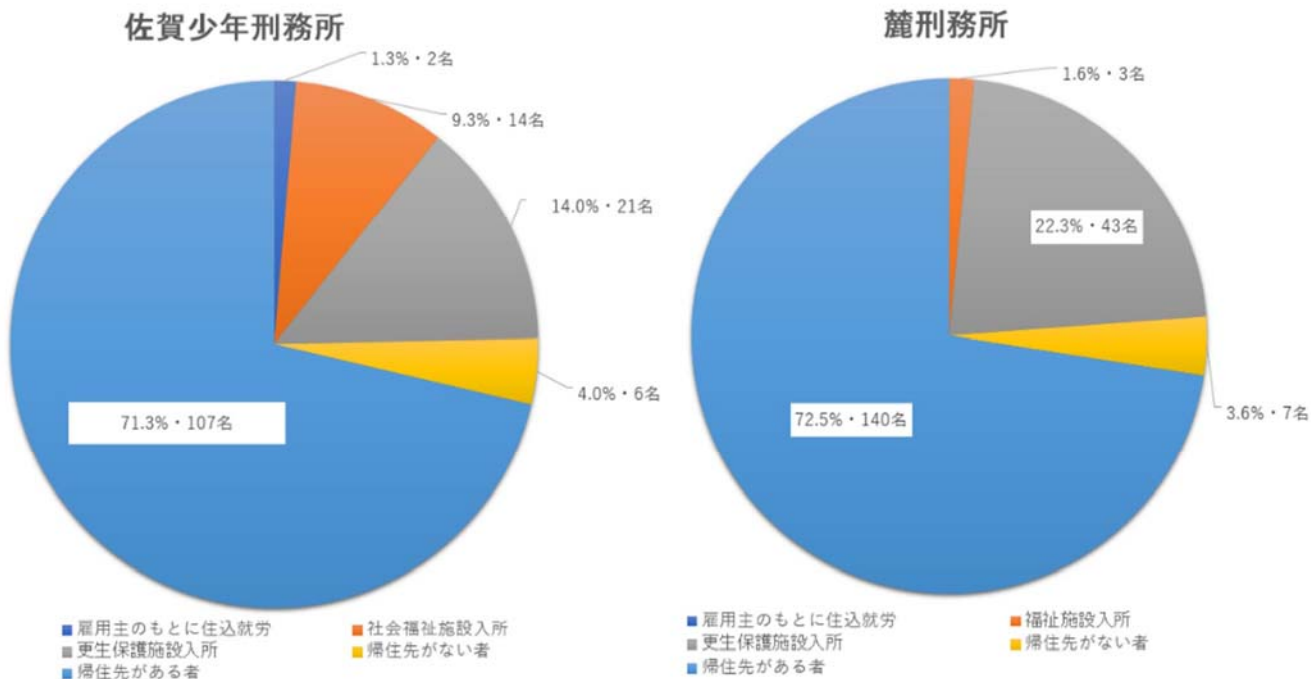


図4：更生保護法人 佐賀県恒産会

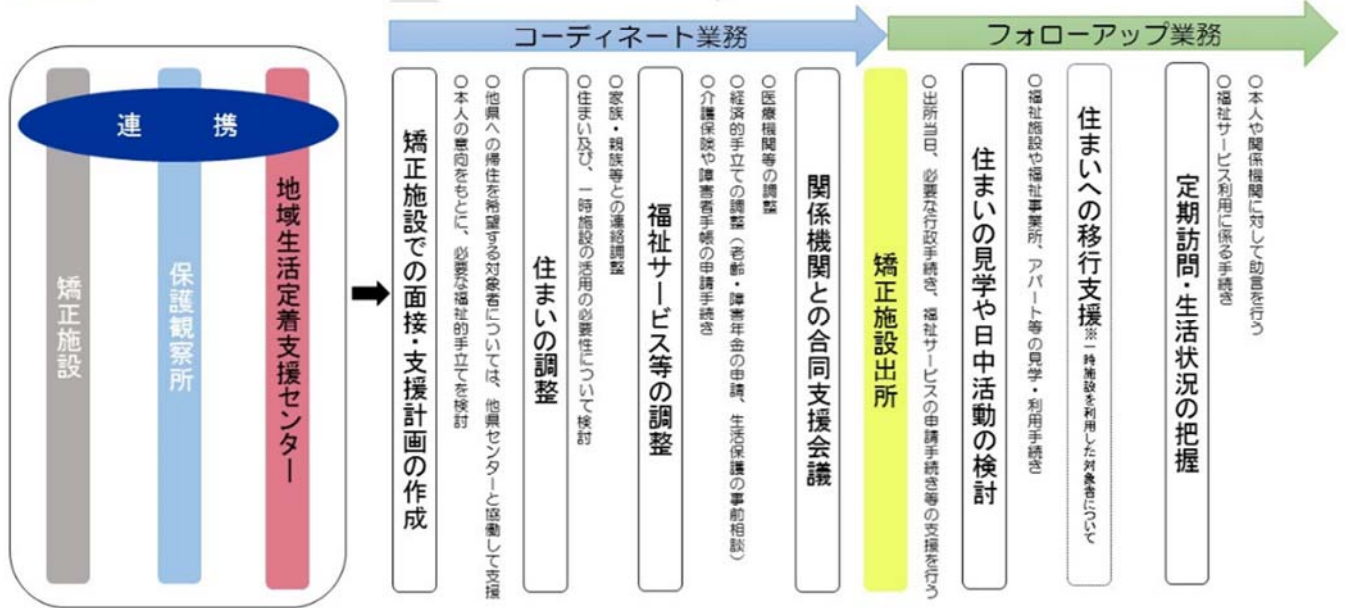


図5：地域生活定着支援センターによる支援の流れ

対象者

矯正施設に収容されている、以下のすべての条件を満たした者が対象者となります。

- ①高齢(おおむね65歳以上をいう。以下同じ。)であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
 - ②釈放後の住居がないこと。
 - ③高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
 - ④円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
 - ⑤特別調整の対象者となることを希望していること。
 - ⑥特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。
- (H21年4月 法務省保護第244号 法務省矯正局長・保護局長通達)



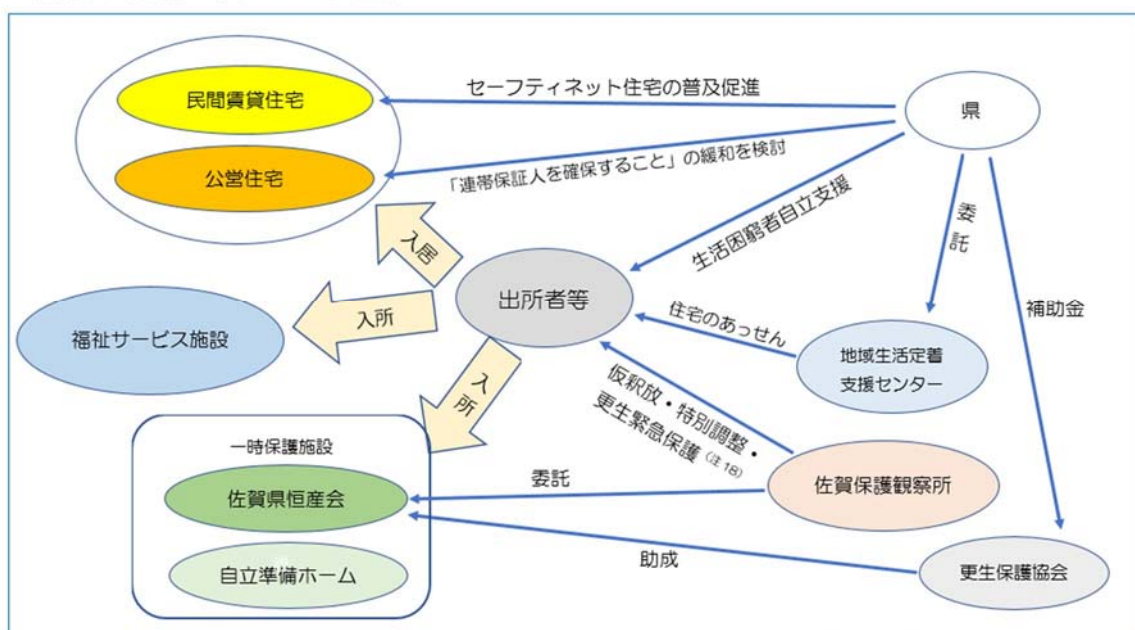
(2) 具体的な施策

国の再犯防止推進計画においては、「矯正施設在所中の生活環境の調整の充実」、「更生保護施設等の一時的な居場所の充実」、「地域社会における定住先の確保」等の施策について実施・検討することとされています。

県では国等の取組を踏まえ、以下のような施策について実施・検討していきます。

県の取組	具体的施策	関係課
・更生保護施設等に対する援助	・佐賀県更生保護協会への補助金交付を継続していきます。	・福祉課
・犯罪や非行をした人の公営住宅への入居を困難としている入居条件の緩和	・犯罪や非行をした人の公営住宅への入居の際に、入居条件のうち「連帯保証人を確保すること」を緩和するための方策を検討していきます。	・建築住宅課
・住宅セーフティネット法に基づき住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保	・住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及促進を行います。	・建築住宅課
・犯罪や非行をした人への住居確保のための諸制度の周知、同制度の活用促進	・生活保護制度の活用、市町の生活保護と生活困窮者自立支援制度のつなぎ等に継続して取り組んでいきます。	・福祉課

住居の確保（イメージ図）



■用語の説明■

(注 18) 更生緊急保護

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた人のうち、親族からの援助や公共福祉に関する機関等からの保護を受けることができない場合などに、緊急に、必要な援助や保護の措置を実施することにより速やかな改善更生を図ることをいう。対象者の例は以下のとおり。

- ① 満期釈放者・仮釈放期間満了者
- ② 保護観察に付されない執行猶予者
- ③ 起訴猶予者
- ④ 罰金又は科料の言渡しを受けた者
- ⑤ 少年院退院者・仮退院期間満了者 など

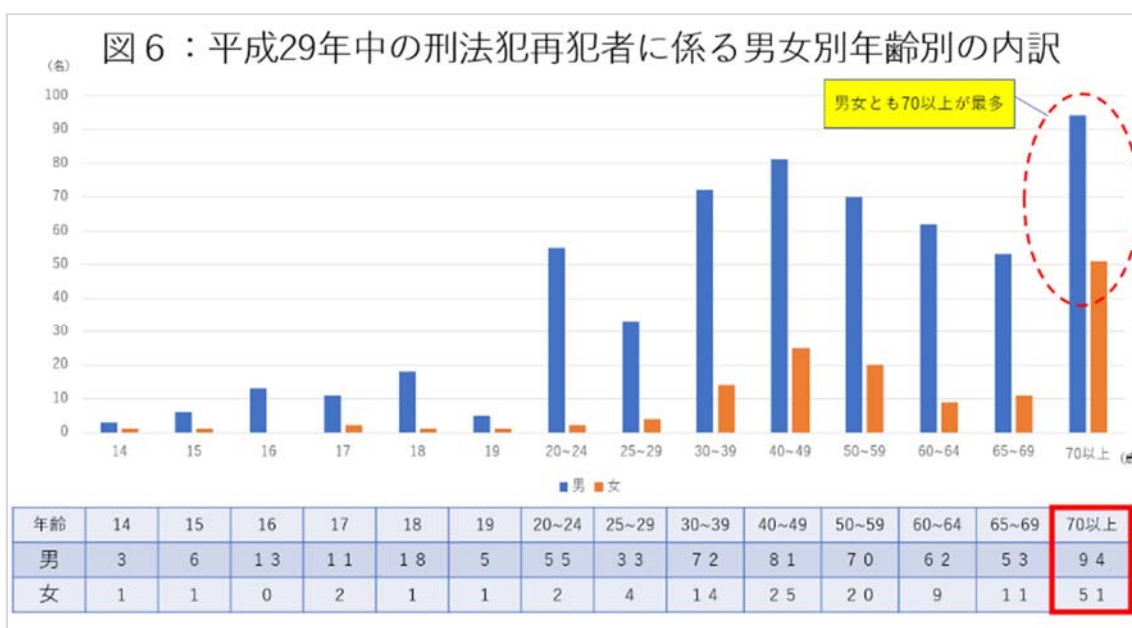
第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

1 高齢者又は障害者等への支援

高齢者や障害のある人は、適切な支援が必要な状況であるにも関わらず、社会で孤立しやすい傾向にあります。そのため、これらの人が円滑に社会生活を送るためには、保険医療・福祉の支援が重要です。

(1) 現状と課題

平成29年に県内で刑法犯として検挙された者1,458名中、高齢者は395名で、全体の27.1%を占めています。また、刑法犯再犯者を性別年代別に見ていくと、佐賀県においては男女とも70代以上が最多となっています。(図6)



【出典：佐賀県警調査】

これまで、国においては、高齢者又は障害のある者等への支援等について、検察庁と保護観察所が連携して、逮捕後起訴猶予者及び執行猶予者等に対して更生保護施設等へ入所させる「更生緊急保護」等の「入口支援^(注19)」を行ってきました。また、県内の矯正施設では、保護観察所と地域生活定着支援センターが連携し、施設入所中に帰住先や福祉的支援の調整をする「特別調整」等の「出口支援」を行ってきました。さらに佐賀少年鑑別所（さが法務少年支援センター）において、検察庁における入口支援への協力として、対象者の同意の下で各種心理検査等を実施しています。

民間団体においては、県内の社会福祉協議会^(注20)が生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業による支援に取り組んできました。

県においては、地域生活定着支援センターが矯正施設出所前に介護保険や障害者手帳の申請手続支援、生活保護の事前相談、医療機関等との調整等の特別調整の実

施等に取り組んでいます。

しかしながら、高齢者や障害のある者など社会的に孤立しやすい傾向のある人への支援は、専門的な知識や経験が必要で、かつ機関や部署間において切れ目なく行われることが今後の課題です。なお、障害者については、国の計画において、知的障害のある受刑者が全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが示されていますが、佐賀県においては今後調査が必要です。

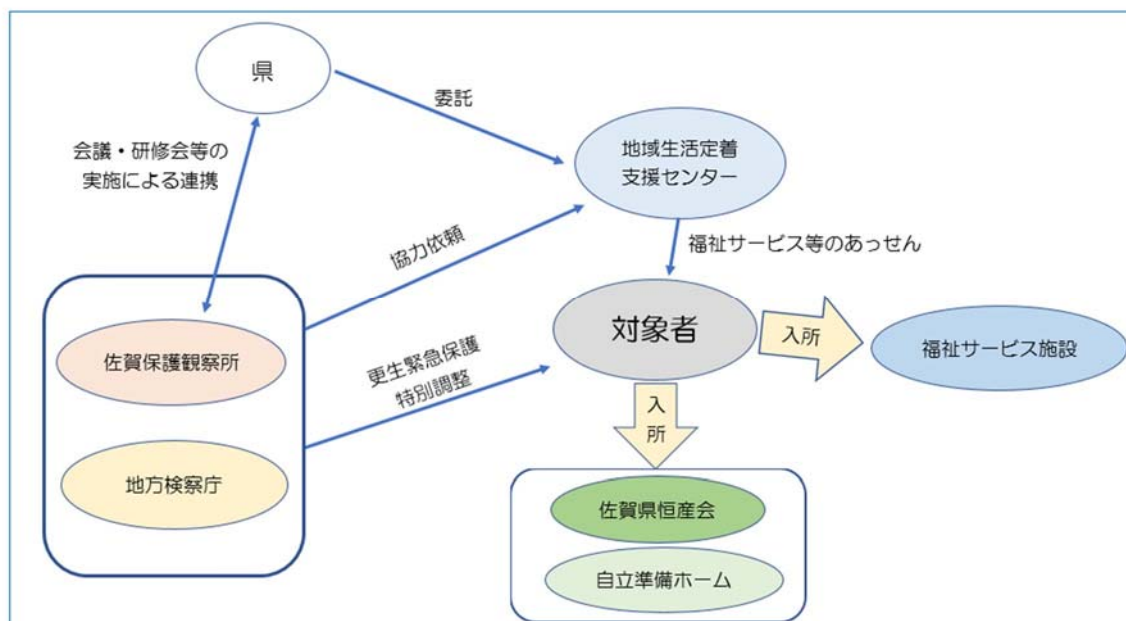
(2) 具体的な施策

国の再犯防止推進計画においては、「関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実」、「保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化」、「高齢者・障害のある者等への効果的な入口支援の実施」等の施策について実施することとされています。

県では国等の取組を踏まえ、今後、以下のような施策を実施していきます。

県の取組	具体的施策	関係課
・矯正施設における指導・福祉的支援に対する協力	・地域生活定着支援センターによるコーディネートからフォローアップまでの業務を継続して行っています。	・障害福祉課
・地域福祉支援計画への再犯防止の観点の位置付け	・再犯防止の観点を盛り込んだ「地域福祉支援計画」を策定していきます。	・福祉課
・犯罪や非行をした人が必要な保健医療・福祉サービスを利用できるようにするための手続の円滑な実施	・関係職員を対象とした研修会の開催をしていきます。	・精神保健福祉センター（注21）
	・地域生活定着支援センターを継続して運営していきます。	・障害福祉課
	・県内で提供されている医療機能について、99さがネット（注22）で公表していることを周知していきます。	・医務課

高齢者・障害者への支援（イメージ図）



■用語の説明■

（注 19）入口支援

犯罪をした者で、起訴猶予処分となった者、又は裁判を受けて判決で執行猶予がつく等して刑務所等に入らずに事件が終結した者に対する支援。高齢、障害、生活困窮等の理由により自立した生活が困難な者を、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による介護、医療、年金等の各種福祉的支援につなげる取組。

佐賀地方検察庁には平成 29 年から社会復帰支援専従の職員が設置され、捜査の段階から佐賀保護観察所や佐賀県地域生活定着支援センターの協力の下、事件終結後の安定した生活に必要な福祉サービスの受給や住居の確保等のために福祉関係機関との調整を図る等の取組を行っている。

（注 20）社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体。民間団体ではあるが、社会福祉法に定められ、都道府県や市区町村において、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。

（注 21）精神保健福祉センター

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条に定められた精神障害者の福祉の増進を図るために設置された機関。心の悩みや不安、心の病気に関する相談、心の健康づくりに関する知識の普及啓発、調査研究等を行っている。

■用語の説明■

(注 22) 99さがネット

「佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム」のこと。県内の病院・診療所、消防機関などをインターネットで結び、救急医療や医療機関の情報を県民に周知するとともに、医療機関相互の連携に活用されている。

2 薬物依存症者への支援

覚せい剤取締法違反による検挙者数は全国で毎年1万人を超え、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚せい剤取締法違反によるものとなっているほか、他の犯罪と比べても再犯リスクが高く、より早い段階で刑務所に再び入所する傾向にあります。そのため、薬物依存者に対する適切な支援体制を構築することが重要です。

(1) 現状と課題

平成29年に県内で特別法犯として検挙された者のうち、薬物事犯者は78名・28.3%でした。このうち、再犯者は62名・79.5%と、薬物による再犯者率が非常に高いことが伺えます。(図7)

また、平成29年度中の県内矯正施設における受刑者のうち、薬物事犯者数は、佐賀少年刑務所が43名・11.0%、麓刑務所が92名・36.1%でした。(図8)

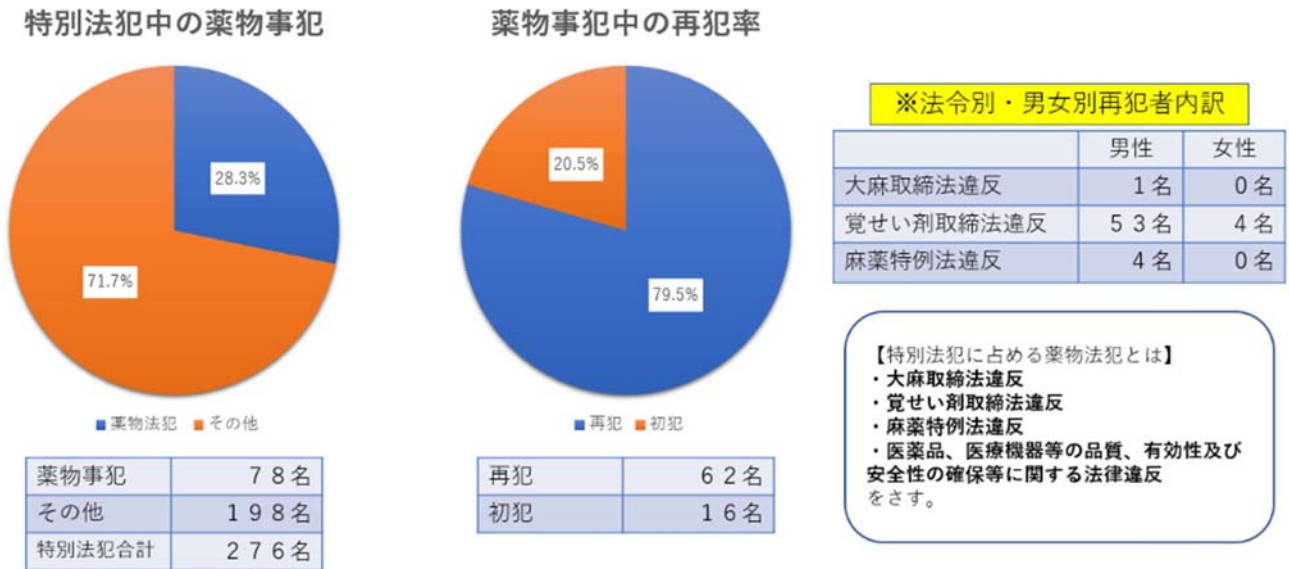
薬物依存症者への支援について、国においては、県内矯正施設・佐賀保護観察所における専門プログラム^(注23)を実施しています。

民間団体においては、佐賀ダルクが薬物依存症者の受入れ、回復プログラムの実施、薬物依存症者の家族等への相談支援や啓発等に取り組んできました。また医療機関においては、肥前精神医療センターが週2回、初回参加から12週間の期間でMatrixモデル^(注24)に基づいた薬物依存症外来プログラムを行っています。

県においては、佐賀ダルクの運営支援や薬物依存症者の家族に対する家族教室の開催、精神保健福祉センターや各保健福祉事務所における相談窓口の開設等を行ってきました。

しかしながら、薬物事犯者には関係機関と連携した一層の支援が必要であることや薬物依存症の知識や支援についての情報を入手しがたいといった課題があります。

図7：平成29年中特別法犯検挙者に占める薬物法犯について（成人）



【出典：佐賀県警調査】

図8：平成29年度中の県内矯正施設の受刑者における薬物事犯者



【出典：佐賀少年刑務所及び麓刑務所調査】

(2) 具体的な施策

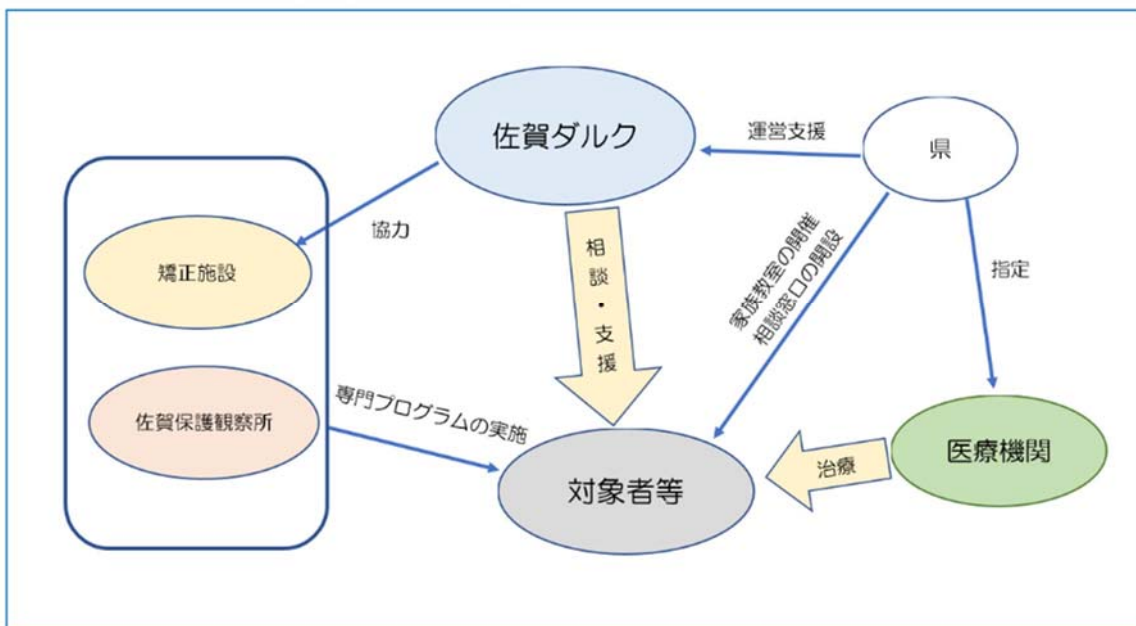
国の再犯防止推進計画においては、「刑事司法関係機関等における効果的な指導の

実施等]、「治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実」、「薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成」等の施策について実施・検討することとされています。

県では国等の取組を踏まえ、今後、以下のような施策について実施していきます。

県の取組	具体的施策	関係課
・精神保健福祉センターや保健所における薬物依存症者とその家族に対する支援体制の強化	・薬物問題を抱えた家族に対し、薬物依存家族教室を継続して開催します。	・精神保健福祉センター
	・精神保健福祉センターや県内の各保健福祉事務所に相談窓口を継続して開設していきます。	・精神保健福祉センター ・各保健福祉事務所
	・自助グループに委託して電話相談窓口を継続して開設していきます。	・薬務課
・薬物依存症治療に関する広報・啓発の実施	・治療情報提供、薬物依存症に関する講座の開設を行っていきます。	・精神保健福祉センター ・障害福祉課
・地域の薬物依存症治療を行う医療機関の整備の促進	・依存症治療に専門的にかかわる医療機関等の指定と周知を行っていきます。	・障害福祉課
・薬物依存症者の民間回復支援施設などの民間団体に対する支援	・薬物依存症に関係する民間回復支援施設に対する相談支援及び活動費の補助を行っていきます。	・精神保健福祉センター ・障害福祉課

薬物依存者への支援（イメージ図）



■用語の説明■

(注 23) 専門プログラム

ある種の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対しては、指揮監督の一環として、その傾向を改善するため、心理学等の専門知識に基づき、認知行動療法（自分の思考（認知）のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤として開発され、体系化された手順による処遇が行われている。薬物依存症者は、薬物再乱用防止プログラムを受けることを義務付けられ、プログラムを受講しなかった場合には、仮釈放の取消等の不良措置がとられることがある。薬物再乱用防止プログラムは、薬物の再乱用を防止するため、ワークブックを用いるなどして行う教育課程と簡易薬物検出検査が併せて行われている。なお、教育課程は、依存性薬物の悪影響を認識させ、その再乱用防止のための具体的方法を習得させる「コアプログラム」とコアプログラムの内容を定着・応用・実践させるための「ステップアッププログラム」から成っている。

(注 24) Matrix モデル

ロサンゼルスのマトリックス研究所が開発し、精神刺激薬への依存症を中心とした外来の治療プログラム。アメリカ西海岸の薬物裁判所にて広く実施されている。

第4 学校等と連携した修学支援実施のための取組

1 学校等と連携した修学支援の実施のための取組

少年院入院者や刑務所受刑者の中には高校に進学していない人や、高校に進学したとしても中退した人が多い状況にあります。社会人として円滑な社会生活を送る上では、幅広く基礎的な学習の機会を確保することが重要です。

(1) 現状と課題

佐賀県における平成29年中に刑法犯で検挙・補導された少年（犯罪少年及び触法少年）は248名で、全刑法犯検挙・補導者数の16.4%でした。また、少年犯罪のうち再非行率は36.2%でした。（図9）県内における刑法犯で検挙・補導された少年は前年に比べて87名（26.0%）減少していますが、平成29年中の内訳としては窃盗犯が171名と最も多く、全体の69.0%を占めています。また、平成29年中の県内矯正施設受刑者における高等学校未卒業者は、佐賀少年刑務所が192名・49.0%、麓刑務所が160名・62.7%でした。（図10）

これまで学校等と連携した修学支援の実施等について、国においては、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実等の支援を実施しており、県内矯正施設内における平成29年度中の高等学校卒業程度認定試験の結果については図11のとおりです。さらに、近年では、佐賀少年鑑別所が「さが法務少年支援センター」を設置し、非行防止に関するノウハウの地域への還元や学習支援、カウンセリングの実施等、非行傾向のある少年やその家族等への支援等を行っています。

民間団体においては、保護司が中学校校区ごとの学校との懇談会に参加をしています。また、少年の教育環境が良好に保たれるよう、地域におけるあいさつ運動や見守り活動などのほか、フリー参観デーや学校行事等にも積極的に参画する等しています。

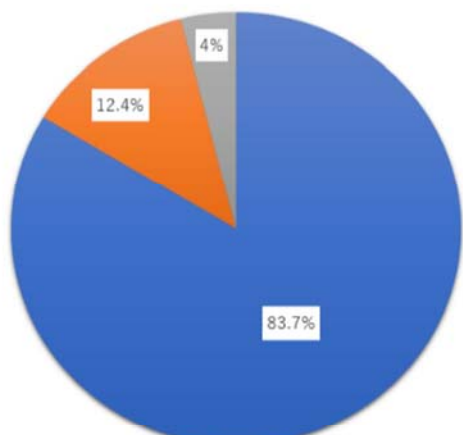
県においては、児童相談所での相談・支援及び児童自立支援施設での受入れ、「県警人身安全・少年課少年サポートセンター^(注25)」が保護司や更生保護女性会^(注26)等のボランティアや関係機関と連携して行う立ち直り支援や「居場所づくり活動」の実施、警察OBが学校と連携して少年の問題行動に対応するスクールサポーター制度、薬物乱用防止教室等の実施、学校・警察連絡制度による児童生徒の非行防止、犯罪や非行による被害防止等の実施、保護者が子どもに対してSNS等に係る規範意識を醸成するためのリーフレットの作成・配布、高等学校中退者に対する進学・就労先等を紹介する進路保障等に取り組んでいます。

しかしながら、少年の検挙・補導数をさらに減少させるためには、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組をより一層充実させていく必要があります。また、犯罪をした者等の円滑な社会復帰のためには、継続した学びや進学・復学のための支

援、情報提供等を継続して行う必要があります。

図 9：佐賀県内において平成 29 年中に検挙・補導された少年について

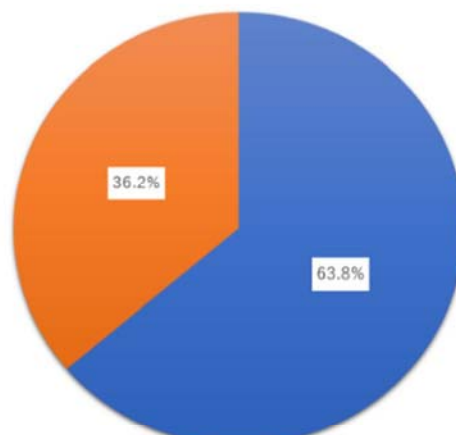
刑法犯検挙・補導者数



■成人 ■少年 ■触法少年 (14歳未満)

成人	1, 270名
少年	188名
触法少年 (14歳未満)	60名
合計	1, 518名

再非行率 (少年)



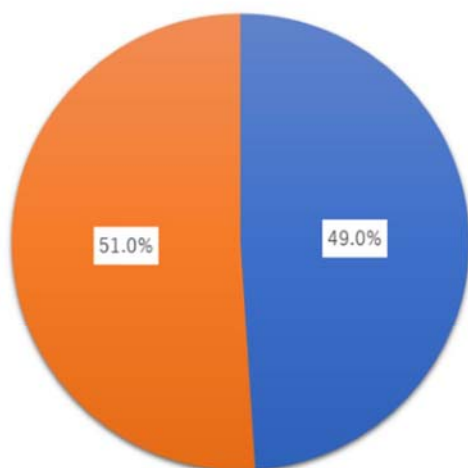
■初犯 ■再犯

初非行	120名
再非行	68名
合計	188名

【出典：佐賀県警調査】

図 10：平成 29 年中の受刑者中における高等学校未卒業者数

佐賀少年刑務所

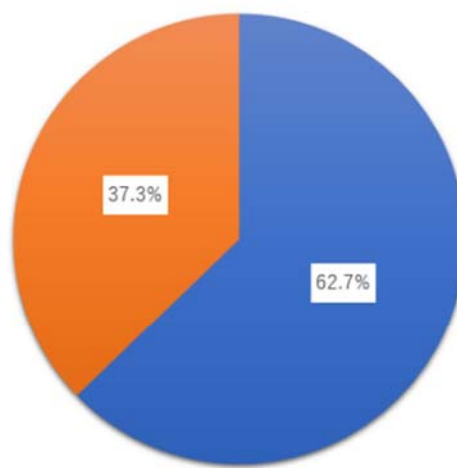


■高等学校未卒業 ■その他

高等学校未卒業者数	割合
192名	49.0%

(参考) 392名中 (H29.7.1佐賀少年刑務所調査)

麓刑務所



■高等学校未卒業 ■その他

高等学校未卒業者数	割合
160名	62.7%

(参考) 255名中 (H29.12.31麓刑務所調査)

図 11：平成 29 年度中の受刑者数中における高等学校卒業程度認定試験受験者等について



【出典：佐賀少年刑務所及び麓刑務所調査】

(2) 具体的な施策

国の再犯防止推進計画においては、「児童生徒の非行の未然防止等」、「非行等による学校教育の中断の防止等」、「学校や地域社会において再び学ぶための支援」等の施策について、実施していくこととされています。

県では国等の取組を踏まえ、今後、以下のような施策について実施します。

県の取組	具体的施策	関係課
・ 児童・生徒の生活の立て直しや自立に向けた支援の実施	・ 非行や生活の乱れのために家庭生活や学校生活に困難を抱えた子どもに対し、今後も児童相談所での相談・支援を行い、児童自立支援施設において受け入れを行っていきます。	・ こども家庭課 ・ 児童相談所
・ 学校における適切な指導等の実施	・ 児童・生徒に対し今後も継続して薬物乱用防止教室を実施していきます。	・ 薬務課 ・ 保健体育課 ・ 私立中高・専修学校支援室
	・ 学校・警察相互連絡制度による児童生徒の非行防止に継続して取り組みます。	・ 学校教育課 ・ 県警人身安全・少年課

	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が子どもに対して SNS 等に係る規範意識を醸成するためのリーフレットを今後も配布していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校中途退学者に対するその後の進学や就労支援などの相談に応じるとともに、進路先の紹介や情報提供を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> ・学校等における再非行の防止の観点も含めた非行防止のための相談・支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び保護者の悩み事（いじめや不登校など）の相談事業「心のテレホン相談」を継続して実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等、専門人材を活用した「いじめ対策等外部人材活用事業」に継続して取り組みます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策の強化、教育相談体制の充実のため「スクールカウンセラー配置事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」に継続して取り組みます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・警察 OB が学校と連携して少年の問題に対応するスクールサポーター制度に継続して取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課 ・県警人身安全・少年課
<ul style="list-style-type: none"> ・非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子供・若者に対する支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・少年の悩み事や困りごとに応じて、様々な支援活動を行う、少年サポートセンターの立ち直り支援を継続して取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県警人身安全・少年課
<ul style="list-style-type: none"> ・保護司と学校関係者の日常的な連携・協力体制構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の小中学校生徒指導担当と主任児童委員、保護司、警察署等が連携した「生徒指導連絡協議会」が行われている市町の事例について情報提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課

■用語の説明■

(注 25) 県警人身安全・少年課少年サポートセンター

少年に関する悩みや困りごとの相談に応じ、不良行為少年や被害少年に対する継続補導や支援活動を行うことにより、少年の立ち直りを手助けしている。具体的には、①ヤングテレホンのなどの少年相談業務、②不良行為少年の発見及び継続補導、③被害少年の保護・支援活動、④関係機関との連携、⑤少年非行防止の広報啓発活動、を行っている。

(注 26) 更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。佐賀県内には、12の地区女性会を構成員とする佐賀県更生保護女性連盟がある。更生保護女性会は、保護観察対象者に対する援助、更生保護及び犯罪予防活動の普及宣伝活動のほか、保護司会と一緒に保護観察対象者の社会性やコミュニケーション能力の向上を目的とした社会貢献活動（公園、福祉施設での清掃活動等）への協力、更生保護施設佐賀県恒産会への食事提供、少年サポートセンターが実施している居場所づくり活動への協力もしている。

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、対象となる人の経歴・性別・年齢等の特性を適切に把握した上で、適切な指導内容や方法等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要です。

(1) 現状と課題

平成29年に県内で検挙された刑法犯1,458名のうち、凶悪犯(殺人、強盗、放火、強姦性交等)は17名、粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合)は281名、窃盗犯は872名、知能犯(詐欺、背任など)は109名、風俗犯(わいせつ罪、賭博罪など)は45名、その他が134名でした。(図12)

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、対象者一人一人の経歴や様々な特性を把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、継続的に働き掛けることが重要です。

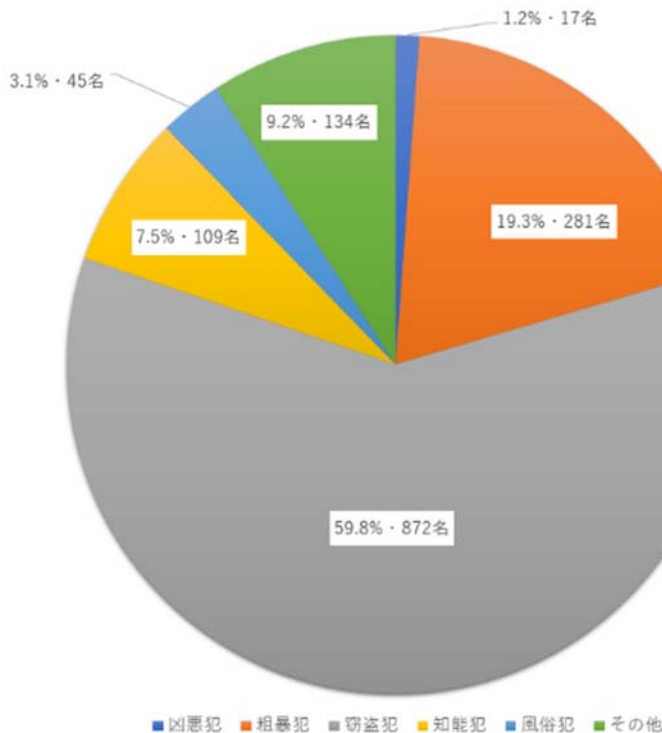
国においては、薬物事犯者、性犯罪者、暴力団関係者等、再犯リスクが高い者や可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える者など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実等を図ってきました。佐賀少年鑑別所(さが法務少年支援センター)においては、非行や犯罪行為、学校などでのトラブル、交友関係などに関して、学校等関係機関や児童・生徒本人、家族などからの相談に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

民間団体においては、佐賀ダルクが薬物依存症者に対して指導や支援を行っています。また佐賀ダルクは、佐賀保護観察所が行う講習会「矯正施設に収容中の者の引受人会」や「薬物再乱用防止プログラム」への協力等も毎年行っています。

県においては、県警人身安全・少年課少年サポートセンターが中心となって、少年の非行防止、健全育成を目的に、少年の立ち直り支援活動「居場所づくり」活動を実施しています。

しかしながら、対象者の特性やニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や刑事司法関係機関や民間団体等における連携や指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があります。

図 12：佐賀県において平成 29 年中に検挙された刑法犯の罪種別状況



【出典：佐賀県警調査】

(2) 具体的な施策

国の再犯防止推進計画においては、「適切なアセスメントの実施」、「特性に応じた指導等の充実」、「犯罪被害者等の視点を入れた指導等」、「再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究」等の施策について、実施していくこととされています。

県では国等の取組を踏まえ、今後、以下のような施策について実施及び検討を行います。

県の取組	具体的施策	関係課
・矯正施設や保護観察所において実施する処遇会議への参加	・県内矯正施設等が行う個別ケア会議への参加を検討します。	・精神保健福祉センター
・矯正施設や保護観察所で行う指導・支援に対する協力	・少年の居場所づくり活動について継続して取り組みます。	・県警人身安全・少年課
・矯正施設や保護観察所との情報共有を始めとする連携の強化	・対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するため、地域生活定着支援センターと佐賀保護観察所が連携して、月 1 回程度のケース会議を継続して取り組みます。	・障害福祉課

<p>・暴力団離脱者の社会復帰対策の推進</p>	<p>・暴力団離脱に向けた働きかけを継続するとともに、暴力団離脱者が社会への復帰・定着ができるよう、受入企業及び業種の拡大を図ります。</p>	<p>・県警組織犯罪対策課</p>
--------------------------	---	-------------------

第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

1 民間協力者の活動促進

保護司、更生保護女性会員、BBS会員、篤志面接委員、教誨師、少年警察ボランティア等の民間協力者は佐賀県の地域社会の一員であり、再犯防止推進のために欠くことのできない存在です。民間協力者の活動を促進し、連携を強化することは、安全・安心な地域社会を実現するために重要なことです。

(1) 現状と課題

平成31年2月末日現在で保護司は定数550名に対し、現員数527名、充足率は95.8%となっており、県内8つの保護区にはすべて保護司会の活動拠点である「更生保護サポートセンター^(注27)」が整備されています。佐賀県更生保護女性会の会員数は1,371名、佐賀県BBS会員^(注28)は50名（ともに平成30年4月1日時点）となっています。また、更生保護法人として佐賀県更生保護協会^(注29)及び佐賀県恒産会があります。さらに、佐賀県内の自立準備ホームは13事業所・25施設（平成29年末時点）となっています。

県内の矯正施設では、受刑者が抱える様々な困難や課題を解決し、その心情の安定を図るために篤志面接委員^(注30)による面接相談、教養や趣味に関する指導、教誨師^(注31)による宗教上の儀式行事などが行われています。また、佐賀保護観察所が保護司会、更生保護女性会、BBS会といった更生保護ボランティアとの連携を強化して、その活動の促進に努めています。さらに、佐賀保護観察所は、近年、保護司の高齢化が進む中、地域社会の人間関係が希薄化するなど、保護司活動を困難にする社会的環境が要因となり、保護司のなり手の確保が一層困難となっている状況に対応するため、「保護司候補者検討協議会^(注32)」の実施を通じて、地域社会の中から保護司の候補者に関する情報を提供してもらう取組にも力を入れています。

民間においては、佐賀県更生保護協会が佐賀県保護司会連合会^(注33)、県内8つの地区保護司会、佐賀県更生保護女性連盟、佐賀県BBS連盟、佐賀県就労支援事業者機構及び佐賀県恒産会に対する活動費助成を行っています。また、佐賀県保護司会連合会も佐賀県恒産会や佐賀県BBS連盟に対する活動費助成を行っており、民間団体が相互に資金面で援助し合うなどして、その活動の促進を図っています。

県においても、佐賀県更生保護協会に対して活動費の助成を行い、民間団体の活動の促進を図ってきたところです。

しかしながら、保護司のみならず、地域の民間ボランティアのなり手が減少傾向にあり、会員数の安定的な確保が課題となっています。

(2) 具体的な施策

国の再犯防止推進計画においては、「民間ボランティアの確保」、「民間ボランティ

アの活動に対する支援の充実」、「更生保護施設による再犯防止活動の促進等」、「民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進」、「民間協力者との連携の強化」等の施策について、実施することとされています。

県では国等の取組を踏まえ、今後、以下のような施策について実施及び検討を行います。

県の取組	具体的施策	関係課
・保護司・保護司会・更生保護女性会・BBS会・少年警察ボランティアの活動に対する支援	・佐賀県更生保護協会への補助金交付を継続していきます。【再掲】	・福祉課
・保護司候補者検討協議会への参画など民間協力者の確保への協力	・市町における保護司候補者検討協議会への県職員を含む候補者選定についての情報提供をしていきます。	・福祉課
・更生保護サポートセンターの設置のための公的施設の提供	・サテライトセンターの設置等について、公的施設の空きスペースを無償又は廉価にて提供してもらうための国の働きかけに協力していきます。	・福祉課

■用語の説明■

(注 27) 更生保護サポートセンター

保護司会（保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織）がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や犯罪予防活動を行う拠点として設置されている。現在、佐賀県内8つの保護司会すべてに設置されており、企画調整保護司（当該保護司会の保護司のうち、保護観察所長にその指名を受けた者）が常駐して、センターの管理・運営、関係機関との連絡調整を行い、保護司会が行う各種活動を企画・実施している。但し、鹿島地区保護司会を除く7つの保護司会が運営するセンターは、市庁舎等の一室を借り受けるなど、公的な建物等に専有の場所を確保して活動をしており、将来、建物等の老朽化等のための移転を余儀なくされたとき、適当な専有場所の確保について課題がある。

(注 28) BBS 会

Big Brothers and Sisters Movement の略。非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。

■用語の説明■

(注 29) 佐賀県更生保護協会

昭和 26 年に発足した佐賀県更生保護観察協会を前身とし、昭和 43 年に現在の名称へ変更。更生保護事業法施行に伴い、平成 8 年に財団法人から更生保護法人に組織変更した。更生保護事業法に定める一時保護事業及び連絡助成事業を行っている。

(注 30) 篤志面接委員

矯正施設内で、悩み事相談にのったり、矯正のために面談や講話をするボランティアのこと。

(注 31) 教誨師

矯正施設において、服役中の囚人に対して、過ちを悔い改め徳性を養うための道を説く者のこと。この多くは宗教家であり、法務省の任命により任せられる。

(注 32) 保護司候補者検討協議会

保護司候補者を広く求めるために、人材に関する必要な情報の収集・交換を行う場。これまで、保護司候補者の確保は、退任する保護司が自ら人脈を活用して後任者を探す方法が主流であったが、近年、地域社会の人間関係の希薄化が進んでいるほか、保護観察対象者を自宅に招いて面接する等の保護司特有の活動に対する負担感等の影響により、候補者の確保が一層困難となっている。保護司候補者検討協議会は、こうした問題の解決を図るため、地域の実情に精通した様々な分野の方々の協力を得て、幅広い分野から保護司の候補者を発掘しようというもの。協議会の構成員には、保護司、自治会関係者、社会福祉事業者、教育関係者、地方公共団体関係者等が選出される。

(注 33) 佐賀県保護司会連合会

佐賀県の 8 つの保護司会によって組織される法定の組織。保護司会が構成員になるという点で、個々の保護司を構成員とする保護司会とは異なる。保護司会連合会は、保護司会に対する連絡・調整、保護司の職務に関する必要な資料及び情報の収集、研究及び意見の発表、その他研修や広報宣伝活動、保護司の人材育成の促進に関する活動をしている。

2 広報・啓発活動の促進

犯罪や非行といったことがらは多くの県民にとって必ずしも身近ではないため、再犯防止施策への関心と理解が深まりにくいものです。しかし、そうした私たちの無関心と無理解が犯罪をした者等を社会内で更に生きづらくさせ、結局は犯罪や非行による被害者を生み出すとともに、彼らを再犯や再非行の悪循環から抜け出させなくしています。私たち一人ひとりが、犯罪をした者等を地域社会の一員として受け入れていくことが再犯防止のために重要です。

(1) 現状と課題

これまで国においては、佐賀保護観察所が“社会を明るくする運動”の一環として、佐賀県知事メッセージの伝達式、パネル展、プロサッカーチーム「サガン鳥栖アカデミー」の協力による「少年サッカー教室」の開催及び小中学生を対象とした作文コンテスト等を実施しています。また、佐賀少年刑務所及び麓刑務所では、矯正展を開催して受刑者が社会復帰を目指して刑務作業に取り組む姿等を紹介したり、実際に受刑者が製作した刑務所作業製品の展示即売を行っています。

民間においては、佐賀県更生保護協会及び佐賀県保護司会連合会が県内8つの地区保護司会とともに、主に“社会を明るくする運動”を通して、更生保護の広報、啓発活動を行っています。また、佐賀県更生保護協会及び佐賀県保護司会連合会は、“社会を明るくする運動”や「更生保護事業功労者顕彰式典」の経費を助成するほか、機関紙「更生保護佐賀」の発行により、保護司活動等に対する県民の理解が深まるよう努めています。さらに、地区保護司会では、保護区内の小中学校に“社会を明るくする運動”作文コンテストへの応募依頼をしており、平成30年度の応募総数は3,241点に上りました。この作文は小中学生にとって、安全・安心な地域づくりや、罪を犯した人の立ち直りについて考える契機となっているとともに、学校、教育関係者、行政及び保護者を始めとする地域の人々への更生保護の啓発の機会ともなっています。

県においては、佐賀県知事を推進委員長とする“社会を明るくする運動”推進委員会を結成し、この運動を通じて、地域の人々に犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深めてもらうよう努めてきました。また、“社会を明るくする運動”への協力や更生保護事業に功績のあった保護司に対して知事感謝状贈呈を行ってきました。

しかしながら、県民の多くは犯罪や非行が必ずしも身近にないことから、更生保護に対する理解や関心が深まりにくい状況にあります。犯罪をした者等に対する理解のほか、地域社会への受入れについても県民の協力が必要です。

(2) 具体的な施策

国の再犯防止推進計画においては、「再犯防止に関する広報・啓発活動の推進」、「民間協力者に対する表彰」等の施策について、実施することとされています。

県では国等の取組を踏まえ、今後、以下のような施策について実施及び検討を行います。

県の取組	具体的施策	関係課
・各地域における“社会を明るくする運動”の推進	・今後も県内各地域における“社会を明るくする運動”を推進して、犯罪をした者等を地域社会の一員としてスムーズに受け入れていく土壌を醸成していきます。	・こども未来課 ・福祉課
・地域の学校等における刑事司法関係機関職員による出前授業の受入の促進	・各学校等における出前授業について、関係機関より依頼があれば周知を行います。	・学校教育課
・再犯防止に協力した民間協力者に対する地方公共団体表彰の実施	・今後も更生保護事業功労者顕彰式典での知事感謝状贈呈を行います。	・福祉課

【参考】佐賀県の基礎データ

(1) 成人

○平成 29 年中の検挙者数（※ 1）

- ・ 刑法犯：1,270 名（うち再犯者 650 名）
- ・ 特別法犯中の薬物事犯：78 名（うち再犯者 62 名）

○平成 29 年中の起訴猶予者数（自動車による過失致死傷及び道交法違反被疑事件を除く）（※ 2）

- ・ 刑法犯　：390 件
- ・ 特別法犯：141 名

○平成 29 年中の執行猶予者数：176 件（※ 2）

○平成 29 年中の罰金・科料者数：280 件（※ 2）

○平成 29 年中の佐賀少年刑務所出所者数（※ 3）

- ・ 満期釈放：30 名
- ・ 仮釈放　：120 名

○平成 29 年中の麓刑務所出所者数（※ 4）

- ・ 満期釈放：50 名
- ・ 仮釈放　：143 名

(2) 少年

○平成 29 年中、少年事件において審判を受けた者の内訳（※ 5）

- ・ 検察官送致：48 名
- ・ 少年院送致：7 名
- ・ 保護観察決定：137 名
- ・ 児童自立支援施設等送致：3 名
- ・ 都道府県知事・児童相談所送致：2 名
- ・ 不処分決定：130 名

(3) 罪種別人数

○刑法犯により検挙された者（成人）（※ 1）

- ・ 窃盗：750 名（59.1%）
- ・ 粗暴犯：273 名（21.5%）

・その他：247名（19.4%）

○刑法犯により検挙・補導された者（少年）（※1）

・窃盗：171名（69.0%）

・粗暴犯：12名（4.8%）

・その他：65名（26.2%）

【出典】

（※1）佐賀県警本部提供資料

（※2）佐賀地方検察庁提供資料

（※3）佐賀少年刑務所提供資料

（※4）麓刑務所提供資料

（※5）佐賀家庭裁判所提供資料

【目標】
 刑法犯及び特別法犯検挙件数中の再犯者数を、2023年度末までに628人以下（基準値の20%減）にする。

【基本理念】
 一人ひとりに寄り添い、支え合い、分かり合う共生のまち“さが”の実現
 ～ 誰一人孤立することのない円滑な社会参加を目指して ～

【基本方針】
 県民の犯罪被害の防止に努めつつ、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、
 県民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう、6つの重点課題に取り組む。

重点課題	就労・住居の確保										
	国、市町及び民間団体との連携強化			就労の支援				住居の確保			
	再犯防止に関する関係機関との連携及び情報の共有	犯罪や非行をした人に必要な支援機関等につなぐコーディネートの実施	刑事司法手続が終了した者に対する継続的な支援の実施	矯正施設における職業訓練等に関する協議会への参画	障害者等向けの就労支援事業の取組	生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の実施	生活困窮者自立支援制度の周知	更生保護施設等に対する援助	犯罪や非行をした人の公営住宅への入居を困難としている入居条件の緩和	住宅セーフティネット法に基づき住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保	犯罪や非行をした人の住居確保のための諸制度の周知、同制度の活用促進
県の取組											
具体的な施策	<p>・再犯防止推進協議会を設置し、施策の検証及び情報の共有を行います。</p> <p>・国の関係機関及び市町、民間協力者等との連携強化を図り、それぞれの機関において対象者を各施策の窓口につなぐための普及・啓発を行います。</p>	<p>・今後、地域生活定着支援センターによるコーディネート及びフォローアップ業務を行います。</p>	<p>・佐賀保護観察所において出所者等に関するケア会議が開かれています。対象者に依存的なケア等がある場合、制度を所管する部署が会議に参加することを検討していきます。</p>	<p>・県内の矯正施設が行う職業訓練等に関する協議会に参画していきます。</p>	<p>・障害者や難病患者、DV被害者のほか、刑務所出所者等が対象となる「レッツチャレンジ雇用事業」に今後も継続して取り組みます。</p>	<p>・犯罪をした者等の就労支援として、今後も継続して就労準備支援事業に取り組みます。</p>	<p>・犯罪をした者等へ生活自立支援センター相談窓口の周知を行います。</p>	<p>・佐賀県更生保護協会への補助金交付を継続していきます。</p>	<p>・犯罪や非行をした人の公営住宅への入居の際に、入居条件のうち「連帯保証人を確保すること」を緩和するための方策を検討していきます。</p>	<p>・住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及促進を行います。</p>	<p>・生活保護制度の活用、市町の生活保護と生活困窮者自立支援制度のつなぎ等に継続して取り組んでいきます。</p>
関係課	福祉課 関係機関	障害福祉課 (保護観察所との連携)	関係各課	産業人材課	就労支援室	福祉課	福祉課	福祉課	建築住宅課	建築住宅課	福祉課

【目標】
 刑法犯及び特別法犯検挙件数中の再犯者数を、2023年度末までに628人以下（基準値の20%減）にする。

【基本理念】
 一人ひとりに寄り添い、支え合い、分かち合う共生のまち“さが”の実現
 ～ 誰一人孤立することのない円滑な社会参加を目指して ～

【基本方針】
 県民の犯罪被害の防止に努めつつ、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、
 県民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう、6つの重点課題に取り組む。

重点課題	学校等と連携した修学支援の実施											
県の取組	児童・生徒の生活の立て直しや自立に向けた支援の実施	学校における適切な指導等の実施				学校等における再非行の防止の観点も含めた非行防止のための相談・支援の充実			非行の未然防止の観点も踏まえた、社会生活に困難を有する子供・若者に対する支援の充実	保護司と学校関係者の日常的な連携・協力体制構築への協力		
具体的な施策	児童・生徒の生活の立て直しや自立に向けた支援施設において受け入れを行っています。	・児童・生徒に対し今後も継続して薬物乱用防止教室を実施していきます。	・学校・警察相互連絡制度による児童生徒の非行防止に継続して取り組みます。	・保護者が子どもに対してSNS等に係る規範意識を醸成するためのリーフレットを今後も配布していきます。	・高専・中等学校中途退学者に対するその後の進学や就労支援などの相談・対応とともに、進路先の紹介や情報提供を行っています。	・児童生徒及び保護者の悩み事（いじめや不登校など）の相談事業「心のテレホン相談」を継続して実施していきます。	・スクールカウンセラー等に継続して取り組みます。	・スクールカウンセラー等、外部人材を活用した「いじめ対策事業」に継続して取り組みます。	・不登校対策の強化、教育相談体制の充実のため「スクールカウンセラー配置事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」に継続して取り組みます。	・警察OBが学校と連携して少年の問題に対応するスクールサポーター制度に継続して取り組みます。	・少年の悩み事や困りごとに応じて、様々な支援活動を行う、少年サポートセンターの立ち直り支援を継続して取り組みます。	・近隣の小中学校生徒指導担当と主任児童委員、保護司、警察等が連携した「生徒指導連絡協議会」が行われている市町の事例について情報提供していきます。
関係課	こども家庭課 児童相談所	私立中高・専修学校支援室 保健体育課	県警人身安全・少年課 学校教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課	学校教育課	県警人身安全・少年課 学校教育課	県警人身安全・少年課	福祉課	

【目標】
 刑法犯及び特別法犯検挙件数中の再犯者数を、2023年度末までに628人以下（基準値の20%減）にする。

【基本理念】
 一人ひとりに寄り添い、支え合い、分かり合う共生のまち“さが”の実現
 ～ 誰一人孤立することのない円滑な社会参加を目指して ～

【基本方針】
 県民の犯罪被害の防止に努めつつ、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、
 県民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう、6つの重点課題に取り組む。

重点課題	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施				民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進					
					民間協力者の活動の促進			広報・啓発活動の推進		
県の取組	矯正施設や保護観察所において実施する処遇会議への参加	矯正施設や保護観察所で行う指導・支援に対する協力	矯正施設や保護観察所との情報共有を始めとする連携の強化	暴力団離脱者の社会復帰対策の推進	保護司・更生保護女性会・BBS会・少年警察ボランティアの活動に対する支援	保護司候補者検討協議会への参画など民間協力者の確保への協力	更生保護サポートセンターの設置のための公的施設の提供	各地域における“社会を明るくする運動”の推進	地域の学校等における刑事司法関係機関職員による出前授業の受入の促進	再犯防止に協力した民間協力者に対する地方公共団体表彰の実施
具体的な施策	・ 県内矯正施設等が行う個別ケア会議への参加を検討します。	・ 少年の居場所づくり活動について継続して取り組めます。	・ 対象者の特性や対応ニーズを的確に把握するため、地域生活定着支援センターと佐賀保護観察所が連携して、月1回程度のケース会議を継続して取り組みます。	・ 暴力団離脱に向けた働きかけを継続するとともに、暴力団離脱者が社会への復帰・定着ができるよう、受入企業及び業種の拡大を図ります。	・ 佐賀県更生保護協会への補助金交付を継続していきます。〔再掲〕	・ 市町における保護司候補者検討協議会への県職員を含む候補者選定について、情報提供をしていきます。	・ サテライトセンターの設置等について、公的施設の空きスペースを無償又は廉価にて提供してもらうための国の働きかけに協力していきます。	・ 今後も県内各地域における“社会を明るくする運動”を推進して、土壌を醸成していきます。	・ 各学校等における出前授業について、関係機関より依頼があれば周知を行うていきます。	・ 今後も更生保護事業功労者顕彰式典での知事感謝状贈呈を行っていきます。
関係課	精神保健福祉センター	県警人身安全・少年課	障害福祉課	県警組織犯罪対策課	福祉課	福祉課	福祉課	こども未来課 福祉課	学校教育課	福祉課